

# 令和6年度 市税・料金などの納期限一覧表

ID 958086679

問合せ 債権管理室(TEL23-7679)

納期限 (口座振替日)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当
	4/30 (火)	5/31 (金)	7/1 (月)	7/31 (水)	9/2 (月)	9/30 (月)	10/31 (木)	12/2 (月)	12/25 (水)	1/31 (金)	2/28 (金)	3/31 (月)	
市県民税 (普通徴収分)			全期 1期		2期		3期			4期			税務課 23-7615
固定資産税 都市計画税		全期 1期		2期					3期		4期		
軽自動車税 (種別割)		全期											
国民健康保険税 (普通徴収分)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	保険医療課 23-7625
後期高齢者 医療保険料 (普通徴収分)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
上下水道料金		4月期 (3.4月分)		6月期 (5.6月分)		8月期 (7.8月分)		10月期 (9.10月分)		12月期 (11.12月分)		2月期 (1.2月分)	経営課 23-7645
農業集落 排水使用料		4月期 (3.4月分)		6月期 (5.6月分)		8月期 (7.8月分)		10月期 (9.10月分)		12月期 (11.12月分)		2月期 (1.2月分)	
下水道事業受益者負担金 公共下水道事業分 農業集落排水事業分		全期 1期			2期			3期			4期		
市営住宅 使用料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	都市計画課 23-7640
し尿くみ 取手数料		4月期 (3.4月分)		6月期 (5.6月分)		8月期 (7.8月分)		10月期 (9.10月分)		12月期 (11.12月分)		2月期 (1.2月分)	生活環境課 23-7629
保育所保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	こども未来課 23-7622
児童クラブ 保護者負担金	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	

口座振替をご希望の方は、債権管理室、各総合支所、または金融機関へお問い合わせください。口座振替のできる金融機関は、三菱UFJ銀行、愛知銀行、豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、愛知東農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局です。

市税を納期限までに  
納付できない場合は  
早めの相談を

ID 194162467

問合せ 債権管理室

(TEL 23-7679)

- 次の①から⑤に該当する事実があり、市税を一時的に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収を猶予できます。
- ① 納税者などが震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難にあったとき
  - ② 納税者またはこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
  - ③ 納税者などがその事業を廃止し、または休止したとき
  - ④ 納税者などが、その事業につき著しい損失を受けたとき
  - ⑤ その他、①～④に類する事実があったとき
- ※市税とは市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料が対象です。



## 子どもに関する手当制度

ID 395855092

問合せ こども未来課(TEL23-7622)

手当	対象	要件など	支給額(月額)など		
児童手当	日本国内に住んでいる中学校修了前(15歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(留学中の児童を含む)を監護・養育している方	次の場合は、その要件に当てはまる方に支給 ◆施設などに児童が入所している場合は、施設の設置者 ◆両親が別居している場合は、児童と同居している親(単身赴任などを除く) ◆父母が海外に居住の場合は、児童を養育する未成年後見人・里親・父母指定者	3歳未満児	15,000円	
			3歳以上小学校修了前	10,000円	
			第3子以降※1	15,000円	
			中学生	10,000円	
			所得制限限度額以上	5,000円	
			所得上限限度額以上	支給なし	
児童扶養手当	ひとり親家庭などで18歳以下(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母※2	◆父母が婚姻を解消した児童 ◆父または母が死亡した児童 ◆父または母が重度の障がいにある児童 ◆父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ◆父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ◆父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ◆婚姻によらないで生まれた児童 上記要件を満たしていても、次の場合、手当は支給されません ◆児童が児童入所施設等に入所または、里親に委託されている ◆日本国内に住所がない	児童	全額支給	一部支給
			1人	45,500円	45,490円～10,740円
			2人目	10,750円加算	10,740円～5,380円加算
			3人目以降	6,450円加算	6,440円～3,230円加算
県遺児手当	ひとり親家庭などで18歳以下(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(18歳に達した日の属する年度の末日以後、引き続き中学校または特別支援学校の中学部に在学する児童を含む)を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母※2	<b>児童扶養手当と公的年金の供給(児童扶養手当)</b> 公的年金などを受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合には、差額分の手当が受給できます。 <b>所得制限(児童扶養手当・県遺児手当)</b> 受給給資格者および同居の親族などの前年(1月から9月(県遺児手当は10月)までの申請は前々年)の所得が一定額以上の場合には、手当の全部または一部の支給を停止します。(県遺児手当は全額停止)	支給開始～	児童1人につき	
			1～3年目	4,350円	
			4～5年目	2,175円	
			6年目～	支給対象外	
市遺児手当	ひとり親家庭などで18歳以下(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(18歳に達した日の属する年度の末日以後、引き続き中学校または特別支援学校の中学部に在学する児童を含む)を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母※2	<b>所得制限(児童扶養手当・県遺児手当)</b> 受給給資格者および同居の親族などの前年(1月から9月(県遺児手当は10月)までの申請は前々年)の所得が一定額以上の場合には、手当の全部または一部の支給を停止します。(県遺児手当は全額停止)	児童1人につき 2,000円 ※市遺児手当に所得制限はありません。		

金額は改定することがあります。

※1 第3子以降とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童の人数

※2 受給者が、同居または定期的な訪問があり、かつ定期的な生計費の補助がある異性との付き合いがある場合など、ひとり親家庭と認定しがたいと判断される場合は対象となりません。

## 福祉に関する手当制度

ID 226680053

問合せ 福祉課 (TEL23-7624)

手当名	対象	支給額(月額)
特別障害者手当	20歳以上の障がい者で、重複した重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方。なお、社会福祉施設などに入所している方、病院などに継続して3カ月を超えて入院している方、所得が一定額以上ある方は除きます。	28,840円 ①身体1・2級の障がいを有し、IQ35以下の方は、6,850円 ②身体1・2級の障がいの方、またはIQ35以下の方は、1,050円を加算して支給します。
障害児福祉手当	20歳未満で、重複した重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方。なお、社会福祉施設などに入所している方、障害を支給事由とする年金給付を受けている方、所得が一定以上ある方は除きます。	15,690円 ①身体1・2級の障がいを有し、IQ35以下の方は、6,900円 ②身体1・2級の障がいの方、またはIQ35以下の方は、1,150円を加算して支給します。
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護・養育している方。なお、受給資格者および同居の親族などの前年(6月分の申請までは前々年)の所得が一定額以上ある場合は除きます。 ①身体障害者手帳1・2級程度またはIQ35以下程度の児童 ②身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)程度またはIQ50以下程度の児童	①の児童1人につき55,350円 ②の児童1人につき36,860円
在宅重度障害者手当	①身体障害者手帳1・2級でIQ35以下の方 ②身体障害者手帳1・2級またはIQ35以下の方 ③身体障害者手帳3級でIQ50以下の方 なお、社会福祉施設などに入所している方、病院などに継続して3カ月を超えて入院している方、所得が一定額以上ある方、特別障害者手当・障害児福祉手当などを受けている方、65歳以上で、新たに障がいとなられた②・③該当者は除きます。	①の方 15,500円 ②③の方 6,750円
市障害者手当	①身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ②身体障害者手帳3級の方、療育手帳B判定の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方 ③身体障害者手帳4級の方 ④身体障害者手帳5・6級の方、療育手帳C判定の方、精神障害者保健福祉手帳3級の方 なお、社会福祉施設入所者、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者は除きます。	①の方 2,800円 ②の方 2,400円 ③の方 1,200円 ④の方 1,000円



## 障害者・高齢者への外出支援助成券を発行します

ID 841085184

問合せ 福祉課(1、2)(TEL23-7624)  
 高齢者支援課(3～5)(TEL23-7688)

交付開始 4月1日(月)

場所 各担当窓口、各総合支所地域課

その他 令和5年度に各助成券の交付を受けた方で、残券があっても4月以降は使用できません。また、助成券は重複しての交付はできません。



助成券名	対象	必要な物
1 障害者 タクシー助成券	①身体障害者手帳1～3級の方 ②療育手帳A・B判定の方 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は除く。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
2 障害者福祉 有償運送料金 助成券	①身体障害者手帳1～3級の方 ②療育手帳A・B判定の方 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 利用には福祉有償運送事業者との契約が必要です。 自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は除く。	
3 高齢者 福祉タクシー 助成券※1	①満80歳以上の1人暮らしの方 ②満70歳以上の高齢者のみの世帯で、満80歳以上の方※2	なし
4 介護タクシー 助成券	①介護保険の要介護4または5の認定を受けた方 ②身体障害者手帳1～2級の体幹および下肢障害で自力歩行が困難な方 助成対象世帯が車いす対応車両を所有している方、自ら改造車を運転する方、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方、介護施設などに入所している方は除く。	介護保険証、身体障害者手帳などを確認できるもの
5 高齢者福祉 有償運送料金 助成券※1	介護保険の要介護又は要支援の認定を受けた方などのうち、次のいずれかに該当する方 ①満80歳以上の1人暮らしの方 ②満70歳以上の高齢者のみ世帯で、満80歳以上の方※2 利用には、虹の郷(福祉有償運送事業者)との契約が必要です。	なし

※1 世帯のどなたかが自家用車と運転免許証の両方を所有している場合や、介護施設などに入所している方は対象外です。

※2 身体障害者手帳・療育手帳の所持者と18歳未満の同居人は世帯員に数えません。



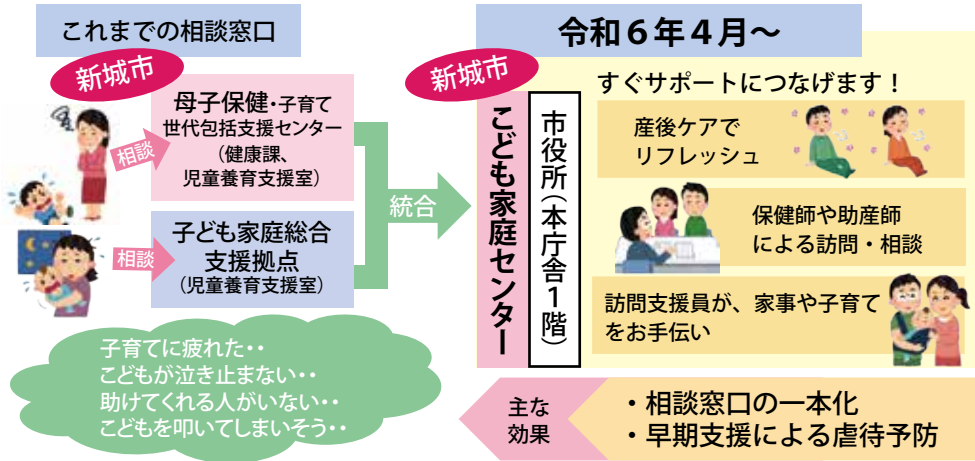
## 犬の飼い主の皆さんへ

ID 564649424 問合せ 環境政策課(TEL23-7690)

生後91日以上の子犬を飼っている方は、生涯に1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務づけられていますので、この集合注射か、動物病院に出向いて6月末までに必ず受けさせてください。

### 狂犬病予防集合注射日程表

4月8日(月)	作手地区	4月11日(木)	作手地区	4月16日(火)	新城地区
9:00~ 9:05	和田公民館	9:45~ 9:50	小滝 松井氏宅前	8:50~ 9:00	庭野公民館
9:15~ 9:20	見代公民館	10:00~10:05	守義バス車庫前	9:10~ 9:30	黒田公民館
9:30~ 9:40	田代老人憩の家	10:25~10:40	農協北部出張所	9:40~10:00	中宇利集落センター
9:55~10:00	東高松新島川橋	10:55~11:00	下木和田	10:10~10:30	富岡ふるさと会館
10:15~10:30	鴨ヶ谷集会所 (旧消防詰所)	11:05~11:10	上木和田	10:40~10:45	富岡西部集会所
10:40~11:00	作手総合支所東側 砂利駐車場	11:25~11:30	善夫 斎藤孝子氏宅前	10:55~11:15	一鍬田公民館
11:10~11:15	相寺老人憩の家	11:35~11:40	黒瀬 旧消防詰所	11:30~11:45	富永神社会館前
11:20~11:40	市場集会所	11:45~11:50	西田原公会堂	13:00~13:30	平井公民館
11:45~11:55	須山老人憩の家	11:55~12:00	東田原資源回収会場 (リサちゃんの家)	13:40~13:50	市役所東庁舎 駐車場
12:00~12:10	川合ごみ集積所前	12:05~12:10	岩波吉祥院	<b>4月17日(水) 新城・鳳来地区</b>	
<b>4月9日(火) 鳳来地区</b>		13:20~13:30	中河内老人憩の家	8:55~ 9:10	塩沢構造改善センター
9:10~ 9:15	睦平老人憩の家	13:50~14:00	中河内 権田栄一氏宅前	9:20~ 9:35	吉川公民館
9:35~ 9:40	巢山公民館	<b>4月12日(金) 鳳来・新城地区</b>		9:50~10:00	黄柳野公民館
9:50~ 9:55	七郷一色公民館	9:20~ 9:25	源氏お寺	10:05~10:15	多利野バス停
10:15~10:25	阿寺公民館	9:35~ 9:40	恩原 三和太屋	10:20~10:25	竹ノ輪公民館
10:40~11:05	大野鳳来中央集会所	9:55~10:05	中島田神社前	10:30~10:45	山吉田トレーニングセンター
11:15~11:25	井代公民館	10:20~10:25	塩瀬公民館	10:50~11:05	下吉田公民館 駐車場(国道側)
12:35~12:45	湯谷温泉駅前	10:35~10:45	布里生活改善センター	11:10~11:20	定国老人憩の家
12:50~13:00	能登瀬公民館	11:10~11:30	大海公民館	11:25~11:30	新戸公民館
13:10~13:20	名越公民館	11:40~12:00	有海公民館	11:40~11:45	蔵平公会堂
13:35~13:45	名号消防詰所	13:15~13:25	須長公民館	13:00~13:05	乗本公民館
13:50~14:00	三河川合駅前	13:35~13:45	富永川上公会堂	13:15~13:20	大栗 消防器具庫
14:10~14:15	池場国民運動場入口	13:55~14:05	富沢公民館	13:30~13:35	本久集会所
<b>4月10日(水) 鳳来地区</b>		<b>4月15日(月) 新城地区</b>		13:50~14:05	川路公民館
9:00~ 9:10	西区コミュニティセンター 本陣駐車場	8:55~ 9:15	大野田公民館	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: orange; font-weight: bold;">持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 愛犬手帳</li> <li>● 通知はがき</li> <li>● 料金</li> </ul> <p>※おつりのないようにお 願いします</p> <p>注射のみ行う場合 3,500円</p> <p>登録と注射を行う場合 6,500円</p> <p>(生後91日以上から登 録と注射をすることが 出来ます)</p> </div>	
9:20~ 9:30	本郷構造改善センター	9:25~ 9:40	川田公民館駐車場		
9:40~ 9:45	浅下公民館	9:50~10:05	川田原公民館		
9:55~10:05	寺林公民館	10:15~10:25	市場台西公園 (資源回収会場)		
10:20~10:25	門谷 旧高校寄宿舎跡地	10:40~10:55	野田公民館		
10:35~10:50	玖老勢コミュニティプラザ	11:10~11:25	稲木公民館		
11:05~11:10	川売集会所	11:35~11:45	今出平公民館		
11:25~11:30	四谷 大代旧自転車置場	11:55~12:05	山公民館		
11:35~11:45	連谷 消防詰所	12:15~12:30	杉山萬福寺		
12:55~13:05	海老構造改善センター	<p style="text-align: center;">———犬の登録について———</p> <p>所有者、所在地の変更や犬が死亡 した場合は届出が必要です。</p>			
13:15~13:20	須山集会所				
13:45~13:50	岡・大草公会堂				
14:00~14:15	鳳来総合支所				



4月から「子ども家庭センター」を市役所本庁舎1階（子ども未来課横）に設置します。このセンターでは、妊娠から子育てまでの幅広いサポートをしています。

妊娠・出産・子育てに関することは「子ども家庭センター」へ

問合せ 子ども家庭センター  
(TEL 23-7621)

**子育て支援係**  
電話 23-7621

**親子の健康**

妊娠届出（母子健康手帳交付）  
出産・子育て応援ギフト  
伴走型相談支援  
産後ケア事業  
家庭訪問（こんにちは赤ちゃん訪問等）  
乳幼児健康診査  
一般不妊治療費助成事業  
低所得妊婦初回受診費用助成事業  
子どもの発育や発達の相談等

**子ども家庭センター**

**家庭相談係**  
電話 22-9918

**家庭とこどもの相談**

家庭児童相談  
児童虐待に関する相談、予防支援  
ヤングケアラーに関する相談支援  
家庭支援事業（子育て短期支援事業・子育て世帯訪問支援事業等）  
要保護児童対策地域協議会  
関係機関へのつなぎ等

子ども家庭センターは、妊娠期から子育て期にわたり支援を行います

市営住宅、定住促進住宅の入居者募集

ID 938798488  
問合せ 都市計画課  
(TEL 23-7640)  
鳳来地域課  
(TEL 22-9934)  
作手地域課  
(TEL 25-7877)

市では、市営住宅と定住促進住宅に空部屋ができた場合の待機者を募集しています。

**申込資格** 次の条件をすべて満たす方

① 現に同居しているか、同居しようとする親族がいること、または婚姻の届け出をしていない単身世者

② 条例で定めている収入基準内の世帯（例・夫婦子ども1人家族の年間総収入金額399万6千円未満の世帯）であること

③ 住宅に困窮していること

④ 入居予定者の中に暴力団員がいないこと

**申込み** 申込用紙を市ホームページなどから入手し、都市計画課へ提出してください。

**その他** 入居条件・家賃など、詳しくはお問い合わせください。

くはお問い合わせください。

市営住宅名 (住所)	間取り	家賃(月額) ※収入により決定	駐車場	空家 戸数	市営住宅名 (住所)	間取り	家賃(月額) ※収入により決定	駐車場	空家 戸数
東原住宅 (平井字東原 30)	3DK	21,500 ~ 43,900	1戸 1台	0	芳ヶ入住宅 (長篠字芳ヶ入 25-8)	2DK 3DK	18,700 ~ 36,700 23,000 ~ 45,200	1戸 1台	0
上市場西住宅 (野田字上市場 18-1)	3DK	17,300 ~ 34,400	1戸 1台	1	和田住宅 (作手保永字山中沢 2-2)	3DK	19,900 ~ 39,100	1戸 2台	0
上市場東住宅 (野田字上市場 26-2)	3DK	19,200 ~ 39,300	1戸 1台	0	開成住宅 (作手高里字下屋敷 14-3)	3DK	19,700 ~ 38,800	1戸 2台	0
長篠住宅 (長篠字杉下 2-1)	3DK	19,700 ~ 38,600	1戸 1台	1	城山ハイツ (作手高里字松風呂 17)	2DK 3DK	16,600 ~ 32,700 19,400 ~ 38,100	1戸 2台	3
大野住宅 (大野字広野 55)	3DK	19,000 ~ 37,400	1戸 1台	3	草谷ハイツ (作手高里字下屋敷 28-1)	2DK	17,000	1戸 2台	0

3月1日現在

**新城市職員募集  
(A日程・春実施試験)**

ID 314353815

問合せ 秘書人事課  
(TEL 23-7619)

令和7年4月採用の市役所職員を募集します。募集要項・試験申込書を4月1日(月)から配布します。

**配布場所** 市役所総合案内(1階)、秘書人事課人事係(4階)、各総合支所地域課、新城まちなみ情報センター、新城図書館

**申込** 4月8日(月)から26日(金)までに秘書人事課人事係へ申込書を提出してください。

**その他** 受験資格や申込方法など試験の詳細は募集要項(市ホームページに掲載)でご確認ください。

**■第一次試験**

**試験日** ◆一般行政職、保健師  
5月18日(土)または19日(日)  
◆保育士・幼稚園教諭  
5月17日(金)

**場所** 市役所4階会議室

**内容** ◆一般行政職、保健師  
自己PR試験  
◆保育士・幼稚園教諭  
実技試験

試験区分	募集職種	人数	受験資格(年齢・学歴・免許など)	
大卒・短大卒	一般行政職(事務)	4名程度	大学もしくは短大を卒業又は令和7年3月末までに卒業見込みの方	
	一般行政職(技師)		大学もしくは短大の土木課程を卒業又は令和7年3月末までに卒業見込みの方	
	保育士・幼稚園教諭	10名程度	保育士及び幼稚園教諭の両方の資格・免許を有する方又は令和7年3月末までに取得見込みの方	
	保健師	1名程度	保健師の免許を有する方又は令和7年3月末までに取得見込みの方	
民間企業等経験者	一般行政職(事務)	4名程度	令和6年4月末までに民間企業等における職務経験が5年以上あり、採用後その経験が生かせる方	
	一般行政職(技師)		令和6年4月末までに民間企業等における土木又は建築に関する職務経験が5年以上ある方で、次の資格を有し、採用後その経験が生かせる方 ・土木施工管理技士(1級又は2級) ・一級建築士又は二級建築士	
			平成8年4月2日以降に生まれた方	
			昭和59年4月2日以降に生まれた方	
			昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方	